



マイナンバーカード専用窓口の開設について

亀山市は、マイナンバーカードの交付体制の充実を図るため、この度、マイナンバーカード専用窓口を市役所1階に開設しました。

国におきましては、マイナンバーカードを活用した消費活性化対策として、「マイナポイント事業」が本年9月1日より実施されています。更に、令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が予定されるなど、活用範囲が拡大されています。このような状況により、本市におきましても、マイナンバーカードの申請の増加が見込まれ、円滑な交付及び取得促進のために窓口の拡充を行いました。

窓口では、マイナンバーカードの申請補助（無料写真撮影）、交付、電子証明書の更新、暗証番号の再設定などマイナンバーカードに関するすべての業務を取り扱います。また、10月以降は、市役所の窓口での申請の際、本人確認書類等の必要書類が全て揃っている場合は、カードに設定する暗証番号の依頼をしていただくと、出来上がったカードを「本人限定受取郵便」で受け取ることができる「申請時来庁方式」を開始し、利便性の向上に努めます。

更に平日は仕事などでお忙しい方のために、10月10日（土）の午前10時～午後3時に亀山エコータウン本館2階夢広場にて出張受付窓口を実施し、マイナンバーカードの申請受付と顔写真の無料撮影を行い、マイナンバーカードの取得促進に努めていきます。

今後につきましては、職員体制や交付体制の充実、マイナンバーカードオンライン申請補助機器（マイナアシスト）の活用、円滑な交付予約を行うための予約システムの導入を行い、マイナンバーカードの普及促進及び交付事務が円滑に進められるよう取り組んでいきます。